

JR 高田駅東側広場の使用に係る運用マニュアル

○JR 高田駅東側広場の条例について

J R 高田駅を利用する住民の安全で円滑な交通を確保するとともに、地域における交流を促進することを目的として、平成 28 年に J R 高田駅東側広場管理条例（以下、「条例」という。）が制定されました。

○使用許可申請の受付期間について

使用許可申請等の受付については、条例施行に必要な事項を定めた JR 高田駅東側広場管理条例施行規則（以下、「施行規則」という。）第 3 条第 2 項の規定を採用します。

申請の受付期間は、JR 高田駅東側広場を使用しようとする日（以下、「使用希望日」という。）の 3 ヶ月前から 14 日前までとし、受付時間は、9 時から 17 時までとしています。土・日・祝日等の閉庁日の場合は、翌開庁日とします。

14 日前までとしているのは、申請受付後の必要な審査期間を想定しています。

○仮予約と本予約について

使用許可申請の受付期間については、前項のとおりですが、本申請を行うにあたっては、後述する仮予約を行い、本予約となりましたら申請をお願いします。

仮予約は、使用希望日の 1 年前から行うことができます。仮予約される場合は、原則、メールにて、「使用希望日、使用場所、使用目的、使用者氏名、連絡先（電話番号）」を申出することで仮予約を受付することができます。

※メール送信先アドレス：tokei@city.yamatotakada.nara.jp

仮予約で、使用許可申請の受付期間となる使用希望日の 3 ヶ月前になり、仮予約が他者と重ならない場合は、本予約（使用許可申請受付の優先順位 1 位）となります。

⇒ただし、仮予約が他者と重なった場合は抽選となります。※別紙「抽選参加について」

本予約となった者は、速やかに使用許可申請書及び必要書類の提出をお願いします。提出については、原則、メールでの申請をお願いします。なお、申請が使用希望日の 14 日前を過ぎると、本予約は取消しとなりますので、ご注意ください。※申請とは、施行規則第 3 条第 1 項の行為をいう。

※使用許可申請の受付期間となる使用希望日の3ヶ月前から14日前までの期間中に仮予約を行う場合、仮予約で受付された日の17時まで、使用希望日が他者と重ならなければ本予約となります。

※複数の使用希望日（土日など）をまとめて仮予約される場合でも、それぞれの希望日1日ずつの3ヶ月前の日を過ぎたタイミングで、本予約となる運用のため、いずれかの日で他者と使用希望日が重なり、連続しての使用ができない可能性もありますので、ご注意ください。

仮予約・・・①使用希望日の1年前から3ヶ月前の日までの予約をいう。他者と使用希望日が重なった場合は、抽選により優先順位が決定されるまでの予約をいう。
②使用希望日の3ヶ月前の日から14日前までの期間中の予約において、使用希望日と予約受付された日がそれぞれ同日として、他者と重なった場合は、当該抽選により決定されるまでの予約をいう。

本予約・・・①使用希望日の3ヶ月前から14日前までの仮予約において、仮予約が他者と重なっていないことが確認された場合の予約をいう。
②抽選が行われた場合、抽選により優先順位1位に決定となった予約をいう。

○イベント等の目的にかかる使用時間について

過去にJR高田駅前広場周辺で開催されていた大露店市が中止となった理由のひとつとして騒音問題があったことを踏まえ、駅前広場周辺の生活環境の保全と利用者の安全を図るために、使用時間を8時00分から18時00分までの範囲とします。なお、使用時間には、搬入・準備/設営・片付け・撤収・清掃の時間も含まれていますので、上記にご理解のうえ、時間内の使用となるようご計画ください。

また、使用するイベント等に伴い発生するゴミについては、使用される場所に限らず周辺一体の環境にご配慮いただき、イベント終了後には清掃を行ってください。

○使用場所の貸出パターンについて

駅前広場を利用する住民の安全な交通（通路等）を確保することに加え、より多くの方にイベント等で利用され地域の交流を促進するため、別図のとおり、使用場所の貸出を令和7年度より8パターンに変更します。なお、当面の間は、安全にイベント等の管理を行うことができるよう、原則、1日1団体（個人）の貸出とします。

<主な使用場所と使用料について>

使用料は施行規則で定めています。1日単位とし、時間単位での計算は行いません

	使用場所	使用内容 (原則)	使用料
①	Aブロック	イベント	590 m ² ×15 円/日 = 8,850 円/日
②	Bブロック	イベント	240 m ² ×15 円/日 = 3,600 円/日
③	Cブロック	イベント	240 m ² ×15 円/日 = 3,600 円/日
④	Dブロック	イベント	140 m ² ×15 円/日 = 2,100 円/日
⑤	Eブロック	イベント	200 m ² ×15 円/日 = 3,000 円/日
⑥	ロータリー北側 (車路含む)	イベント	1,730 m ² ×15 円/日 = 25,950 円/日
⑦	ロータリー北側 (車路含まない)	※駐車場	340 m ² ×15 円/日 = 5,100 円/日
⑧	ロータリー南側	イベント ※駐車場	850 m ² ×15 円/日 = 12,750 円/日 290 m ² ×15 円/日 = 4,350 円/日

※駐車場使用は、駐車可能台数の面積で計算します。



○公益上等の利用について

市のイベント等の開催など、公益上等の理由により駅前広場の使用に支障が生じた場合は、許可後においても許可を取り消し、使用を停止し、又は使用の許可の条件を変更する場合があります。また、頻回な変更やキャンセル等が続く場合には、予約が行えなくなる場合があります。

○飲食物等の販売を伴うイベント等の目的による申請書類について

- ・ JR 高田駅東側広場使用許可申請書（様式第 1 号）

<添付書類>

- ① イベント運営の実施計画書（名称や目的などイベント内容の詳細が記載されたもの）
- ② 使用する範囲及び付近の見取図（①に会場レイアウト等の記載がある場合は省略可）
- ③ （個人ではなく）団体として申請する場合、当該団体の規約その他これに類する書類
- ④ 交通誘導員の配置図（※駅の利用者含め不特定多数の人の参集が予想されるため）
- ⑤ イベント運営の組織（系統）図
- ⑥ 営業施設（出店）の配置図
- ⑦ 反社会的勢力でないことの表明及び確約書（※様式はホームページ内に掲載）
- ⑧ 出店者ごとの食品営業許可証の写し、又は食品営業類似行為等実施計画報告書の写し
【中和保健所】
- ⑨ 消防に関する届出受理された後の写し【高田消防署】
- ⑩ バス停留所移動に関する申出書類【本庁 2 階まち振興課で手続き後、奈良交通(株)へ】
※停留所があるロータリー北側の車路を含む全域を使用する場合に限る。
- ⑪ その他必要書類（※審査の内容等により、必要があれば本市より指定いたします。）

※上記のほか、高田警察署への届出や広場の周辺施設【奈良県産業会館、JR 高田駅など】との事前調整が別途必要になる場合があります。

抽選参加について

仮予約が重なった場合の抽選について、①使用希望日の1年前から3ヶ月前の日の17時までに使用希望日が他者と重なった場合、または②使用希望日の3ヶ月前の日から14日前までの期間中の予約において、使用希望日と予約受付された日（閉庁日の場合は、翌開庁日）がともに同日として、重なった者が2名以上あった場合には、使用許可申請受付の優先順位を決める抽選をいたします。

抽選となった場合は、翌日（閉庁日の場合は、翌開庁日）17時までに希望者全員の申込連絡先（電話番号）に抽選の旨（抽選日や申請書類等）を連絡させていただきます。17時までに連絡がつかない・折り返しの連絡がない場合は、仮予約キャンセルとして取扱いますので、十分ご注意ください。

抽選日当日は、こちらが指定する申請書類（※使用目的や抽選日により指定する書類が異なる場合があります）を提出のうえ、市役所において使用許可申請受付の優先順位を決める抽選を行います。提出された申請書類に不備・不足がある場合は抽選に参加できませんので、書類作成に不安がある場合は、抽選日までに事前に本課へ確認いただくようお願いします。

抽選の結果、優先順位が1位となった方から、規定に従い、速やかに使用許可申請を行い、審査となりますが、優先順位1位の方が辞退又は不許可となった場合には、次の順位の方に使用許可申請受付の案内を行います。以降、許可となるまで同様の案内を繰り返します。

抽選日は、仮予約が重なった日から概ね1ヶ月を目途に実施しますが、仮予約が重なった日が、使用希望日に近い場合は、速やかに抽選を行う場合があります。

＜抽選参加における留意事項＞

抽選に参加される方は、以下の点に留意してください。

- (1) 抽選結果の疑義につきましては、一切受け付けしません。
- (2) 決定した利用目的につきましては、変更はできません。変更される場合は、キャンセル扱いとし、抽選の次の順位の方に許可申請受付の案内を行います
- (3) 抽選に参加できるのは、希望日1日につき1団体（個人含む）1目的での申し込みが可能です。同一目的で複数の申し込みはできません。
- (4) 使用者は使用する権利を他の者に譲渡または転貸することはできません。
- (5) 使用者が偽りその他不正な手段により許可を受けた時は、使用許可を取り消す場合があります。
- (6) 抽選の結果、優先順位が1位となった方は、使用許可申請の受付を行います。
- (7) 利用時間には搬入・準備/設営・片付け・撤収・清掃の時間も含まれています。時間内の使用となるようご計画ください。
- (8) 以下ご使用できない催事の場合、取り消すことがあります。
 - ・公の秩序又は善良風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - ・施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認めるとき。
 - ・管理運営上支障があると認めるとき。

【問い合わせ先】

大和高田市 環境建設部 都市計画課
都市計画グループ（計画担当）

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中 98 番地 4

T E L : 0 7 4 5 - 2 2 - 1 1 0 1 （内線 3762）

F A X : 0 7 4 5 - 5 2 - 2 8 0 1

M A I L : tokei@city.yamatotakada.nara.jp